

## 第7回 第八次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録（概要）

日 時	令和2年7月16日（木曜日）午後7時～9時
場 所	会議棟 第6会議室
出席委員	杉野委員、安田委員、外池委員、池田委員、奥田委員、野口委員 田口委員、水落委員、岡田委員、境委員、吉田委員、中山委員
欠席委員	渡瀬委員、鈴木委員
事務局	市民部長、地域振興課長、消費・共同参画係
会議の種別	公開
傍聴者数	0名
会議次第	別紙のとおり
事前配布	・令和2年度 第八次東大和市男女共同参画推進審議会 スケジュール（予定） ・第三次東大和市男女共同参画推進計画における『施策』及び『施策内容』一覧表 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）〔一部抜粋〕
配布資料	（資料1）令和2年度 第八次東大和市男女共同参画推進審議会 スケジュール（予定） （資料2-1）諮問事項（年次報告書）の解釈について （資料2-2）第二次東大和市男女共同参画推進計画及び同計画（改訂版）における年次報告書に対する審議会からの意見のまとめ（平成24年度～令和元年度の答申より） （資料2-3）第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）平成31年度推進状況のまとめ （資料3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）〔一部抜粋〕 （資料4）令和2年度男女共同参画推進フォーラムのチラシ

### ○会長挨拶

定刻となりましたので、第7回第八次東大和市男女共同参画推進審議会を開催します。

### ○部長挨拶

## 1 確認事項

### （1）スケジュールの変更について

事務局：事前配付資料「令和2年度 第八次東大和市男女共同参画推進審議会 スケジュール（予定）」を御覧ください。前回の審議会にてお配りした今年度のスケジュールについて、審議会の開催回数を含めて計画策定までの工程の見直しを行いましたので、変更したスケジュールをお配りさせていただきました。

前回からの変更点につきましては、ゴシック体に網掛けをしている箇所となります。

主な変更点といたしましては、次回8月は、6日、20日の2回開催したいと考えております。資料には記載がありませんが、20日は年次報告書についても議題にしたいと考えております。10月の開催を22日から15日に、11月の開催を19日から5日に前倒しで行いたいと考えております。令和3年1月～3月につきましては、調整中とさせていただきましたが、現時点で、1月の開催を11日から28日に変更し、2月18日に予定していた答申を3月初

旬に変更したいと考えております。これまでのスケジュールで御予定いただいている委員の皆様には大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

## 2 審議事項

### (1) 諮問事項（年次報告書）の解釈について

事務局：資料2-1と資料2-2を御覧ください。前回、写しをお渡しさせていただきましたが、東大和市長より諮問が「平成31年度の年次報告書について」と「第三次東大和市男女共同参画推進計画策定について」という形で出させていただいています。平成31年度年次報告の答申につきましては、前年度における各事業の取組や実績をまとめた報告書について御審議をいただいているところかと思えます。今年度につきましては、第三次東大和市男女共同参画推進計画の策定にあたり、審議会の皆様の御意見を第二次の計画の総括というものにし、第三次に反映していきたい。平成31年度年次報告書のつきましては、例年単年度で行っていた答申を平成23年度から平成31年度までの9年間の総括での答申をいただきたいと思います。今回、審議会の皆様にこういった解釈でいいのか御審議いただいて、諮問に対しての答申の方向性を皆様に決めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。それでは、今回の答申については、例年の実績報告に加え、現行計画の総括も答申の内容に加える方向で進めてよろしいか、委員の皆様の御意見をいただきたいと思えます。

委員：10年間の総括をする意味、どういう動機があつて総括するのか。9年間が充実しているの総括というか、これから活かしたいのか。今、新しい意見が出てこないの、振返ってということを考えているのか。

事務局：総括の話ですが、第二次の計画が10年間という計画に基づき実施してきました。来年度から第三次の計画を作っていく時に、第二次の10年間で項目が達成出来たのか出来なかったのか、継続中なのか、まとめをしないと分からないこともございます。それを見るのに、前年度の振返りだけで第三次に持っていったいいのかとなると、それまでの9年間の積み重ねがあるので、9年間の取りまとめをさせていただいた中で1つの総括にまとめ、継続か廃止、新規のものを付け加えるか御提案を申し上げていることとございます。

会長：皆様、ありがとうございます。それでは、今回の答申は、現行計画の総括を加える内容で進めてさせていただきます。今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2-2を御覧ください。平成24年度から令和元年度に審議会から答申をいただいた意見をまとめたものです。一番左が計画体系、次が過去の答申内容です。右側につきましては、答申・年次報告書により分かる成果を書かせていただいています。皆様には、目標ごとの総括の欄に意見を書いていただきたいと思います。資料2-3の年次報告書と過去の答申の意見を合わせていただいて、9年間の総括で答申にまとめていきたいと考えております。次の審議会の時に御提出いただき、8月20日審議会までに案を事務局で作し、御意見をいただければと考えております。

会長：ありがとうございます。全委員が総括的にまとめるという意味ではないです。いかがでしょうか。

委員：数字は単年度のことですか。向こう数年間で良いですか。第三次の目標でいいのですね。

委員：最初に資料をもらい考えたことは、男女共同参画に一番詳しいのは、東大和市民の中では市の職員だと思う。自己評価をするより、男女共同参画のために何が出来るかアイデア出しが必要だと思えます。

事務局：計画を作る段階で審議会の皆様の御意見をいただくのですが、市が作る計画ですから、その他に本部会議と策定部会も設けています。策定部会で検討したものを皆様にお示しする流れになっている。策定部会の中で、計画のバランス、欠けているものはないか検討したものをお示しする認識でいただいで結構でございます。

会長：ありがとうございました。2 審議事項（2）第三次東大和市男女共同参画推進計画について事務局から説明をお願いします。

## （2）第三次東大和市男女共同参画推進計画について

事務局：まず初めに、6月18日の審議会でお話がありました「女性活躍推進法」について、今回、法の抜粋と国が示した重点方針をお配りしておりますので、前回お配りした計画の骨子と併せて御覧ください。

第三次東大和市男女共同参画推進計画（骨子）の45ページを御覧ください。市は第三次計画の「目標1 共に個性と能力を發揮できる社会の実現」を市の推進計画と位置づけ、「1 ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援」「2 働く場における男女共同参画の推進」「3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進」の3つの課題を掲げております。

これは女性活躍推進法の第三条で、「女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施すること」が国及び地方公共団体の責務としております。そして、第六条2項では、女性活躍推進法の基本方針を勘案し、市の推進計画を定める努めとなっていることから、第三次計画の目標1にその内容を盛り込み、その推進計画と位置付ける内容としております。

また、現行の第二次計画の「目標2 互いの人権の尊重」を女性活躍推進法と同じような立て付けで「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の市町村の基本計画として位置付けました。引き続き第三次の計画でも、「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」の中で、基本計画として位置付けられる内容を盛り込んでおりますので、併せて御承知おきいただければと思います。

それでは本日、御審議いただきたい計画策定について御説明いたします。事前配付資料「第三次東大和市男女共同参画推進計画における『施策』及び『施策内容』一覧表」を御覧ください。

資料1枚目ですが、前回の審議会において、第三次計画の骨子について御説明させていただいたところではございますが、計画の目標、課題、施策の方向性を計画の骨子とし、そこにそれぞれの「施策」及び「施策内容」、「主な事業」をぶらさげ、計画の素案を策定していきます。本日は、骨子にぶらさがる「施策」と「施策内容」について御審議いただきたいと思っております。

「施策」及び「施策内容」は、骨子の47ページに示した第4章レイアウト案の「施策」及び「施策内容」に反映されます。そこに今後、各課に調査をかけた事業を入れ、計画の素案となります。今回の「施策」と「施策内容」によってぶらさがる事業が変わってきますので、審議会の皆様のご意見を伺い、計画の素案を作成していきたいと考えております。

資料の2枚目以降につきましては、各目標、課題、施策の方向性に関わる「施策」及び「施策内容」です。網掛けの部分については、事務局で案を作成し、先日開催しました策定部会において、一度意見をいただき、事務局の案を修正し、お示しさせていただいております。また、右側の欄には、現行の計画の取組を参考までに記載させていただいております。この施策にぶらさがる事業の参考にしていただければ、「施策」及び「施策内容」がどんなものかお分かりになると思っております。そして、右の欄には、第三次計画での事業の方向性としての男女共同参画の視点をお示ししております。「施策」及び「施策内容」について、皆様から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、第三次の主な事業については、今後、審議会と策定部会で「施策」及び「施策内容」について意見をもませていただき、8月から9月にかけて関係各課へのヒアリングを行い、各項目にぶらさげ、審議会で御意見を伺い、11月の審議会までに計画の素案を策定する予定です。

本日及び次回の審議会で、皆様から網掛けの部分についての御意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。これまでの説明について、委員の皆様から御意見や質問等がございましたらお願いしたいと思います。

委員：施策の体系がありますが、資料をいただいて読んでみて、女性活躍推進の基本になるのは人権です。2番目の「互いの人権が尊重できる環境づくり」が先にきて、それから人権を基に、女性活躍という順番でないといけないと思う。次期計画の関係の中で、「互いの人権が尊重できる環境づくり」で、配慮が必要な人の支援にマイノリティ、LGBT等とある。等というのは性的少数者の次にくるのではないですか。

事務局：LGBTは性的少数者の中でも、比較的代表的な4つの体系の頭文字をとったものです。実際、性的少数派はもっと広い。LGBTを使うと等を付けておかないと全体の性的少数者を表せない。

委員：先ほど9年間という話がありましたけども、9年前から審議委員になっている方はいいですけども、新しくなった方については、去年の報告書に対する意見を述べるということは必要だと思う。経緯が分かっている方と分からない方がいるので、配慮していただきたい。

会長：9年間の答申を参考にしながら、昨年度のものを重点的に載せてもいいし、9年間の総括でもいいし、気が付いたところで意見をいっていただければよい。まとめるといった意味ではありません。

委員：3ページ「配偶者からの暴力の防止」①施策内容「あらゆる暴力・暴言は人権侵害であるという正しい認識を普及します」とありますが、違和感がある。

事務局：いろいろ御意見をいただきながら、各主管課やDV関係の主管課にも確認をしていきながら、良いものにしていきたい。

委員：1ページ「ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援」についてですが、今まではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）と表現していた。これからは、「仕事と生活との調和」を付けないということですよ。「男女がともに取り組む家庭教育への支援」の3番目「固定的な性別役割分担意識を払しょくし」の「払しょくし」は言葉の使い方としては違う。

事務局：文言の表現としては、全体が出来上がった中で、もう一度みなさんに文言が正しいか御意見をいただきます。

委員：2「働く場における男女共同参画の推進」の「男女がともに働きやすい職場環境の実現」の施策内容として、「市内事業者・労働者に対し、働きやすい職場環境の実現に向けた支援、情報提供を行う」とありますが、男女差が出る場面としては、妊娠・出産・育児・介護などのライフイベントになるかと思います。「市内事業者・労働者に対し、妊娠・出産・育児・介護等のライフイベントがあっても」と加えられないかなと思いました。

2点目が「市内事業者に対し、各種ハラスメントの防止と適切な対応に向けた情報提供を行う」とありますが、ハラスメントをなくすためには事業者もそうですが、労働者本人たちにも、何処に相談したらいいのかの情報提供も必要だと思います。

会長：この件につきましても、次回事務局に提示していただきたいと思います。

委員：資料が2つある。一覧表と第二次の目標ごとの総括があり、各自の取組は、一覧表にそって考えてください、ということではないのですか。関心があるものだけでなく、全部やるということで

いいのですか。

事務局：御意見いただきたいのは2点あります。A3縦のものは、年次報告、今までの実績、第二次の計画がどういうものだったのか総括をしていただくための意見を書いていただきたい。横のものについては、次期計画の施策と施策内容、今後計画の素案を作っていくために御意見をいただきたい。振返りのものと今後作成のものに御意見をいただきたい。ということで2つなげさせていただきました。また、全部やっていただいてもいいですし、自分の得意のところを重点的に見ていただいても構いません。

委員：「地域活動への参画促進」の施策として、「地域活動」の正確な定義が分からない。「男女双方の視点に立った地域活動の推進」と「審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進」は質的に違うのではないですか。1つの地域活動の推進でまとめるのではなく、地域活動について参画促進と公の場での意思決定の男女共同参画と分けた方がいいのではないかと考えます。

DVに関する施策ですが、DV被害者が適切な支援機関、弁護士・警察に繋がるのは難しいのかなと、これを読む限りでは感じたりしました。

委員：2「互いの人権を尊重できる環境づくり」の①「暴力防止に向けた啓発、各種ハラスメント・ストーカー行為の防止」で、ハラスメントとストーカーは別物です。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントは労働条件にからむものなので、「男女がともに働きやすい職場環境の実現」に関わる事項だと思います。施策内容にハラスメントの防止とありますが、内容の強化なのですか。

3「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」の①「教育の場における男女共同参画の推進」の施策内容「性別にとらわれないライフプランニング教育」ですが、1ページ目「男性中心型労働環境の見直し」に、子育てを男女が共に担うと考え方の普及とあります。この考え方の普及は、大人になってからよりは、教育期の方が普及には効果があると思います。働き方、生活のことを施策内容に加え、将来の自分の働き方に加えられたらいいなと思いました。

委員：3「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」の②「計画の推進・進捗管理、施策の庁内推進体制の充実」についてですが、アンケートを見ても、男女共同参画に対する認知度が低いと出ている。市民から見える組織作り、推進体制が大事な視点だと思う。

委員：2「互いの人権を尊重できる環境づくり」の②「相談と支援体制の充実」ですが、施策に「被害者に寄り添った相談支援体制の充実」、施策内容に「早期発見・対応につなげることができるよう、相談員の資質向上に努める」とあります。相談員の資質向上だけでなく、幅広く早期発見につなげられるような施策が欲しい。市として受け身の感じがする。

委員：早期発見ということなのですが、相談しやすい環境作りも重要な点だと思う。

委員：答申の内容ですが、今までと同じ様な答申を考えてらっしゃるのか。ゴールがはっきり見えた方がやりやすいと思う。

事務局：1つはこれまで9年間の振返りをすることのお願いです。今やろうとしているのは、次の計画を作る時に、施策と施策内容について考えてください、ということをお願いしている。

委員：3「男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」の②「男女共同参画に関する学習機会の提供」ですが、事業の結果を見た時に女性をターゲットにしているものが多く、育児は女性と先入観あるような実績が多いことを毎年お伝えしている。開催日時が平日昼間は偏っている。施策内容ですが、男女共に参加できるような内容と、働いていても参加できる日時の設定を追加していただきたいと思いました。

委員：2「互いの人権を尊重できる環境づくり」の①「生涯を通じた男女の健康支援」ですが、性に対する正しい知識の普及の中で、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方を普及する。女

性の人権に重要に考えなので、分かりやすく説明しながら普及してもらいたい。

委員：1「共に個性と能力を発揮できる社会の実現」の①「妊娠・出産・子育てに対する支援」の「父親の子育てへの参画促進」ですが、子育てだけの参加は通常なくて、家事の参加から始まる。家事・子育てに文面を変えた方がいい。2点目は質問ですが、家庭教育とは何ですか？

事務局：お父さんとお母さんが協力しながら家庭で教育する意味です。

会長：皆さん、ありがとうございました。

### 3 連絡事項

(1) 防災会議委員について

(2) 令和2年度「男女共同参画フォーラム」について

(3) 次回審議会の開催予定について

日時：令和2年8月6日（木）午後7時～

場所：市役所 会議棟 第6会議室

内容：第三次東大和市男女共同参画推進計画について

会長：以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。どうも、お疲れさまでした。

以上